

# 暴力団排除に関する八王子いちょう祭り祭典委員会 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、八王子いちょう祭りから暴力団排除を徹底することにより、善良な市民に開かれた、明るく健康的な祭典を提供し、伝統ある地域文化の発展に寄与するために、出店に必要な事項を定めるものである。

(出店の許可)

第2条 出店申請者は八王子いちょう祭り祭典委員会（以下「祭典委員会」という。）の許可を受けるものとする。

(許可の基準)

第3条 祭典委員会は、出店申請者及び従事者が次に該当する場合には許可をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき
- (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものと認められる者
- (3) 名目の如何を問わず、暴力団等に金品その他の財産上の利益の供与を行っている者、又は行ったと認められる者
- (4) 居所不明、素行不良等、祭典の出店者としてふさわしくない者

(許可の手続き)

第4条 出店申請者は、祭典委員会が定める出店申込書及び誓約書を作成し、祭典委員会が定める申込み締切日までに、祭典委員会に出店の申請をするものとする。

- 2 出店申込書には、本人の確認をおこなうために住民票、運転免許証等の公的な身分証明書を添付するものとする。
- 3 祭典委員会は出店を許可する場合は、出店許可証を交付する。

(出店場所の指定)

第5条 出店場所の指定は、祭典委員会の定める方法で公平に行うものとする。

(名義貸し等の禁止)

第6条 出店許可証は、出店者本人に対する許可であり、名義貸し、許可証の転貸借等についてはこれを禁止する。違反者については、許可を取り消すとともに、以後の出店も認めないものとする。

(許可の取消)

第7条 祭典委員会は、出店の許可をした場合でも、次の各号に該当すると認めるときは、許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条各号（許可の基準）に該当することが明らかになったとき
- (2) 暴力団員を店舗内に立ち入らせたとき
- (3) 許可を得た者と現に出店（従業）している者が、異なることが判明したとき

- (4) 粗野または乱暴な言動や、入れ墨をちらつかせたりするなど、来場者等に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為があったとき
- (5) 第11条（出店者の遵守事項）の規定を守らず、祭典委員会役員及び、警備関係者の正当な指示に従わないとき

（店舗の規格）

第8条 店舗の規格は、会場の場所を勘案し、祭典委員会が定めた基準に概ね合致させるものとする。

（諸費用の負担）

第9条 祭典委員会は、出店者に対し、出店等に伴う諸費用を請求するものとする。

2 出店者は、前項の請求を受けたときは、速やかに祭典委員会に納付するものとする。

（許可証の提示）

第10条 出店者は出店許可証を店舗の見やすい個所に掲示しておくものとする。

（出店者の遵守事項）

第11条 出店者は、次の事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 法律で禁止されている物品又は祭典の品位を損なうおそれのある物品を販売しないこと。
- (2) 商品販売は、一般の市販価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと。
- (3) 祭典委員会の承認を得ることなく、出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと。
- (4) 祭典委員会が指定した場所、建物、備品類等以外は使用しないこと。
- (5) 搬入搬出のための車の乗り入れは、祭典委員会の指示に従うこと。
- (6) ゴミは、出店者の個々の責任において毎日、適正に処理すること。
- (7) 出店申請者及び従事者は、常に祭典委員会と連絡が取れるようにしておくこと。

（撤去等の措置）

第12条 祭典委員会は、当規約に違反する出店者に対しては、違反状態を是正させるため、撤去等の必要な措置を取らせることができるものとし、出店者に損害が生じても祭典委員会は何らこれを賠償ないし保障することは要せず、これにかかる諸費用は出店者が負担するとともに、撤去により祭典委員会に損害が生じたときは、出店者がその損害を賠償するものとする。

（管轄警察署との連携）

第13条 祭典委員会は、出店申請者及び従事者と暴力団又は暴力団員との関係等を調査するため、出店申込書、誓約書を警察等関係機関に提出し、意見を聞くことができる。

（その他）

第14条 この規約に定めのない事項については、その都度、祭典委員会役員会において決定するものとする。

付則

本規約は、平成24年6月1日から施行する。